

<対策のポイント>
都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、適切な病性鑑定を実施するために必要な**家畜保健衛生所の施設整備、農場への離乳豚舎前室、車両消毒エリア、野生動物の侵入防止柵の整備**を支援します。

<事業目標>
家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 病性鑑定を実施するための施設の整備 家畜保健衛生所等において、家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するための病性鑑定検査施設、採材、検査、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等の関連施設の整備を支援します。	<病性鑑定を実施するための施設の整備> 家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するための ・遺伝子検査 ・解剖及び採材 ・病性鑑定畜の保管 等を実施するための施設を整備 
2. 離乳豚舎前室の整備 離乳豚舎へのウイルスの持ち込みを防止するため、離乳豚舎の出入口に作業者の動線を管理し、更衣・長靴交換等を確実に実施するための前室の整備を支援します。	<離乳豚舎前室の整備>  離乳豚舎の出入口に動線管理を徹底するための前室の整備
3. 車両消毒エリアの整備 車両消毒時に生じた汚水等によるウイルスの農場内への侵入を防止するため、農場の車両消毒エリアの舗装等の整備を支援します。	<車両消毒エリアの整備> 車両消毒エリアをコンクリート舗装等することにより、洗浄後の汚水等による車両等の再汚染を防止 
4. 野生動物侵入防止柵の整備 野生動物を介した家畜伝染病の発生を防止するため、野生動物侵入防止柵の整備を支援します。	

